

総社市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月18日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第29号

総社市職員給与条例の一部を改正する条例

総社市職員給与条例（平成17年総社市条例第41号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 1～6 略 <u>(保健予防手当の特例)</u> 7 <u>第23条第2号の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項において同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その患者の搬送その他の新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に対し緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員に対する保健予防手当の支給額は、1日につき3,000円とする。</u></p>	<p>附 則 1～6 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年10月1日以後に従事した保健予防手当の特例の対象となる患者の搬送等から適用する。